HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	漢字字体史の資料と方法 ： 初唐の宮廷写経と日本の古辞書
Author(s)	池田, 証壽
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 150, 201(左)-236(左)
Issue Date	2016-12-15
DOI	https://doi.org/10.14943/bgsl.150.l201
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63893
Type	departmental bulletin paper
File Information	150_04_ikeda.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学研究科紀要 150 （2016）

漢字字体史の資料と方法
── 初唐の宮廷写経と日本の古辞書 ──

池 田 証 壽

要旨　初唐の宮廷写経 25 点の漢字字体を検討し，開成石経の顕著な規範性に比して，相当の揺れがあることを報告し，開成石経の漢字字体と他の時代・地域の標準文献の漢字字体とを同列に扱うべきでないことを述べる。唐代字様は，初唐標準から開成標準への移行を促したと見るべきであり，日本の古辞書である『新撰字鏡』と『類聚名義抄』における唐代字様の受容状況を観察し，漢字字体の年代性の相違が両者の字体記述の相違として反映していることを指摘する。

キーワード：漢字字体史，初唐宮廷写経，字様，『新撰字鏡』，『類聚名義抄』

1　はじめに

近年，漢字字体史の研究は，理論と実証の両面からその進展が著しい。ひとつは「各時代・各地域（国）に漢字字体の標準が存すること，そしてその標準は各時代・各地域（国）により変遷する」という字体史の理論に基づき，各時代・各地域の標準的な文献を選定し，それらの所用字体を整理しデータベース化することによって実証しようとする石塚晴通とその研究グループによる研究である。石塚（1999）をはじめとする一連の成果は石塚（2013）としてまとめられ，その全体像が理解しやすくなった。標準的文献の所用字体を整理したデータベースは，漢字字体規範データベース（Hanzi Normative Glyphs，略称 HNG）として 2005 年から公開され，広く利用されてきた。現

10.14943/bgsl.150.l201

在は，京都大学の CHISE を通して利用可能となっている。

漢字字体史の理論的研究は，西原一幸による一連の研究，すなわち，唐代字様の発見とその展開過程の解明，さらに唐代楷書字体規範の体系の解明を外すことはできない。西原（2015）はそれまでの唐代字様に関する一連の研究を体系的に編成した著作であり，漢字字体史を考察するための理論的な土台が構築されたと言える。これがもうひとつの成果である。

石塚と西原とは，同じく唐代の楷書の漢字字体を論じながら，いくつかの相違点が見られる。方法論として石塚は標準的文献の字体を整理するという帰納法に重点を置くのに対し，西原は字様の記述から読み取ることのできる字体の範疇や体系から演繹的に論じる。

西原は，唐代楷書の字体規範を弁似の体系として捉える。字体の範疇は基本的には，正体と非正体という対立であったが，顔元孫『干禄字書』（774 年顔真卿書写）の「俗体」は正体―非正体という対立とはまったく異なる字体であり，俗字を単なる俗字ではなく，「俗体」という新しい範疇に属する文字として社会化したと説く。

一方，石塚は，標準的文献（公的文献）には，異体を用いることが少なく，その背後には標準字体が存したからだと考える。標準的文献の代表のひとつは，初唐の宮廷写経（671-677 年）であり，もうひとつは晩唐の開成石経（837 年）である。初唐の標準字体と開成石経の基準とは大きく異なっていること，初唐の標準字体が日本的標準字体となったことが説かれる。また，「開成石経の規範性は顕著であり，字体の基準を定めて厳格に守り異体字の生じる率は一万字に精々二・三字程度である」と指摘するように，開成石経について「規範」という用語を用いる点には注意すべきである。すなわち「漢字字体規範データベース」は開成石経の持つ規範性の強さに依拠して，それを基準として字体史を把握・実証しようとしての名称なのである。このことは「漢字字体規範史データベース」と呼称されても変わらない。収録された文献の字体がすべて字体規範を示しているということではない。「各年代の標準字体や，年代が同じでも個人個人の標準に若干の違ひが有るといふことが分つて来た」と述べていることからも，標準字体にある程度までの揺れがあることは

前提となっていることが分かる。

ところで，初唐の宮廷写経に用いられる標準字体は，『干禄字書』の「俗」や「通」に一致または類似することが多い。西原によれば，唐代の字体規範には，正体と非正体という範疇しかなかったとするが，その考えに従えば，初唐の宮廷写経の字体は正体であろうか，それとも非正体であろうか。石塚の考え方では，『干禄字書』で「俗」や「通」の注記があってもそのひとつ前の初唐期には標準字体であったものが多いとしているから，初唐の宮廷写経の字体は古い標準字体，開成石経の字体は新しい標準字体と説明されることになろう。

具体例で説明してみよう。例えば，「功」字は，『干禄字書』に「切功上俗下正」（官版 10 丁表）と見える。「功」と「切」は字形・字体を異にするが同字であり，「切」は「俗」（俗体），「功」は「正」（正体）と注記するものである。「字様」とは字体・字音・字義の点で類似するものを弁別することを意図して編纂された書物であるが，『干禄字書』は特に字体の弁別に着目した書物である。実際の文献について見ると，初唐の宮廷写経では「切」，開成石経では「功」を一貫して書写している。初唐には成立していた字様である『正名要録』（643-649 年頃成，S.388 前半）に「功従力」とあることから，初唐の時点で「功」を正体と捉えているのは明らかである。開成石経はその基準を引き継いで「功」に作っており，「功」を正体とする基準は，唐代で一貫していたと見なければならない。とすると，『干禄字書』で「俗」と注記される「切」を用いる初唐の宮廷写経は，「正体」を用いていないということになってしまう。

このような見解の相違が生じた背景を考えるため，石塚と西原それぞれの研究の背景をたどってみることにしよう。なお，本稿では漢字字体史に関連する多数の中国文献を取り上げる。それは，日本の漢字字体史の考察には，どうしても土台となった中国側の文献とその変遷を踏まえる必要があるからである。論文末尾に漢字字体史関連年表を附載したので，適宜参照されたい。

また，用例の検索は HNG 及び「平安時代漢字字書総合データベース」を利用しているが，後者については池田（2014）と池田他（2016）を参照されたい。

2　漢字字体史の理論と実証

2.1　敦煌写本研究

石塚と西原の漢字字体史の研究は，いずれも敦煌写本を根幹資料とする点で共通する。

敦煌写本は，1900 年，中国敦煌市の莫高窟で発見された，5 世紀から 10 世紀に至る 600 年間の古写本・古文書・古版本であり，敦煌文献とも呼ばれる。その多くは，イギリスのスタイン，フランスのペリオが本国に持ち帰り，それぞれロンドンの大英図書館,パリの国立フランス図書館に所蔵されている。スタイン本，ペリオ本と通称されるのは周知のとおりである。

戦後の日本における敦煌写本研究について，藤枝（1972）によって簡略に紹介しよう。1955 年にスタイン本全部のマイクロフィルムが東洋文庫にもたらされたことが敦煌写本研究の大きな転機となった。同時期に相当量がもたらされた北京図書館所蔵本や諸研究に紹介されたペリオ本とあわせて敦煌写本全体の見通しをつけることが可能となった。藤枝は，書式・書体・用紙・製本法など外形上の「きまり」は時代によって少しずつ変化することに着目して編年研究を行った。敦煌写本は，初期＝ 5 〜 6 世紀(北朝期)，中期＝ 7 〜 8 世紀（唐期)，後期＝ 9 〜10 世紀（吐蕃・帰義軍期）の 3 期に区分した。1960 年代は，諸学者による敦煌写本研究が本格化し，未知の資料の探索，既知の資料の精査があって研究方法が大いに進展した。藤枝 (1960) と Fujieda (1966-1969) は，有年紀本を土台として敦煌写本を概説した内容であり，新たな研究方法の提示となった。中期を代表する写本は，7 世紀半ばに良質の麻紙に端正な楷書で書かれた『法華経』と『金剛般若経』の写本であり，これは長安の宮廷写経所で書写され，手本として地方にもたらされたものである。

2.2　楷書の変遷

前述の藤枝（1972）による研究史の把握を踏まえ，藤枝（1981）を見てみ

よう。

多くの通常の写本は，その原本をたどってゆけば，秘書省もしくはそれに準ずる宮廷写経所で写された宮廷写本に帰着する。幸いなことに敦煌・トルファン古写本群中には，そうした宮廷写本が数十点残っている。敦煌もトルファンも仏寺の蔵書だったもので，『五経正義』の類は小断片しか見られないが，道教の経典には長安の代表的道観で写された立派な写本がいくつかあり，さらに目立つのは，671–677 年に長安の宮廷写経所で写された『妙法蓮華経』と『金剛般若波羅蜜経』との一群である。

一口に敦煌写本と言っても，敦煌莫高窟に収蔵される以前に長安の宮廷で書写されたものを含むのであり，それらを通して文化の中心地での写本のありようを観察できるわけである。

南北朝・隋・唐の巻物に書かれた文字を今まで私が標準書体あるいは国定楷書と呼んできたことに対して，戸惑いを覚えた読者も少なくなかったのではあるまいか。そこには現代の字典に〝俗体字〟〝異体字〟などとして斥けている字体がたくさん並んでいる。(略)書物のそもそもの原本は秘書省で作られる。虞世南らは宰相であると同時に秘書監すなわち宮廷図書館長であった。かれら自身は石碑のために決して俗体字や異体字を書くつもりでなく，ひとえに南朝以来の伝統の書体を極めて端正に書きあらわした。同時にその支配下にある秘書省の楷書手たちは，偉大な指導者たちの字をひたすら模写していたのである。

八世紀後半になって，この伝統的標準書体には文字学上正しくないものが多く含まれているから，正しい字体にもどすべきであるとの運動が起った。これが実行に移されて結局は『康熙字典』から現代の諸字典に正体とする書体に落ち着く。だから，楷書には大きく分けて八世紀以前に標準とせられている字体と，現代の諸字典が正体とする字体との両様が存するのである。ある人たちは前者を「書写体の楷書」，後者を「字典体の楷書」と呼び分ける。

石塚の漢字字体史モデルは，藤枝（1981）に示された中国における楷書の変遷に関する研究と密接な関係があることに気づくであろう。「書写体の楷

書」とは，初唐の標準字体，「字典体の楷書」は開成石経の基準に対応すると考えられる。石塚は，「異体（字）率」という客観的な指標を設定し，異体率が低いことを標準文献の条件のひとつとした。そして，敦煌とは時代・地域を異にする宋版以降の版本，さらに日本・朝鮮の写本・版本の所用字体までをも包括的に記述できることを目指す理論モデルとしたのである。本稿では，初唐の宮廷写経に反映した漢字字体の標準を「初唐標準」，開成石経に反映した漢字字体の標準を「開成標準」と呼ぶことにする。

石塚の敦煌写本研究は，1960 年代半ば，『古事記』と『日本書紀』の文献学的研究を行うため，それらの作成と受容を具体的に知る手がかりとして敦煌写本に着目したものであって，はやくも石塚（1970）において楼蘭・敦煌の加点本を包括的に紹介・解説していた。楼蘭・敦煌の加点本の基本的性格は，私的な学習テキストであることにあり，長安宮廷写経のような公的文献，標準的文献とは大いにその趣を異にしている。異体率という客観的指標と，書式・料紙等の書誌的特徴を総合して，さまざまな漢字漢文文献の性格の解明を目指すものである。近年は，電子顕微鏡による紙質分析の手法を導入した上で，漢字漢文文献以外の文献にも範囲を拡大したコディコロジー（Codicology）の方法を，国際シンポジウム，訓点語学会，東洋文庫講習会などを通して推進している。

藤枝（1982）によれば，1979 年秋，パリにおいて，ラテン語やヘブライ語の古写本の内容以外の書体・体裁・用紙・製本・保管法等，写本の外形を対象とする学問であるコディコロジー（古写本学）に触れる機会があり，中国古写本のコディコロジーを着想したところに始まる。その後，藤枝の最晩年の講義録である藤枝（1999）でのコディコロジーの提唱があった。敦煌本とトルファン本に関する藤枝のコディコロジーの成果は，それぞれ Fujieda（2002）と藤枝（2005）に集約されている。石塚が推進するコディコロジーは，これら藤枝の研究成果の理解を前提とし，それを発展させることを目指した論述となっているので，注意が必要である。Ishizuka（2014）は石塚コディコロジーの要点をまとめたものであり，藤枝の著作と併読すべきものである。

2.3 字様の成立

藤枝（1981）は，次のようにも述べている（下線部は筆者）。

> （略）何にしても，八世紀前半までの楷書の正体化運動はそれほどの実効を伴ったものではなかったと言える。
>
> さきに名の見えた杜延業・郎知本は，右の字書を作ったとはいえ，かれらは秘書省とは無関係の職にあった。顔元孫の肩書は「贈秘書監」とあるが，これは死後に贈られたもので，実際の経歴は玄宗が太子であったときに太子舎人となっただけで，あとは地方官などをつとめ，翰林の指導的地位にはいなかった。そして『干禄字書』の流布をはかった顔真卿も，秘書省とは無縁の経歴であった。かれが国定楷書に従わない字を石碑などに敢えて書いたのは勇気が必要であったにちがいないとさきに言った所以である。
>
> だが，秘書省はこの正体化運動に動かされたらしい。837 年にでき上った開成石経にはかなりの程度まで正体楷書が使われている。石経とは，古くからのしきたりで，首都の太学には儒教の経典の全文を，正しい本文とともに一字一字を正しい字形で石碑に刻って，経典の標準テキストとしたものである。

杜延業は『群書新定字様』（650–677 年成），郎知本は『正名要録』（643–649 年成）の著者であり，両書とも初唐になった「字様」である。スタイン本 S. 388 の前半が『群書新定字様』，後半が『正名要録』であることは西原が詳細に解明したところである。顔元孫は，いうまでもなく『干禄字書』の著者であり，この書は唐代の「字様」を代表する書物である。上記した藤枝の見解を一言で要約すれば，唐代字様（楷書正体化運動）は初唐標準から開成標準への移行を促した，ということになろう。

敦煌写本研究は，1960 年代以降，未知の資料の探索と既知の資料の精査が進展したが，西原（1979）に始まる一連の字様研究は，その流れに位置すると同時に，日本に伝存する古文献（『新撰字鏡』，『妙法蓮華経釈文』など）を援用して緻密に実証を重ね，唐代の字体規範という理論モデルを構築した点に特色がある。先駆的な研究としてその評価は高い。しかし，その成果はほ

とんど日本語論文による発表であったため，中国・台湾の研究者と西原との間でプライオリティが問題となり，西原（2000）での研究史の整理が出ることになる。そこでは，朱（1989）をはじめとして中国・台湾の研究論文に対する西原の峻烈な批判がなされている。確かに比較的最近の劉（2010）の附録の「字様学研究論著簡述」を見ても，西原論文の紹介に十分な紙幅を用いていないし，その評価や位置付けは的確とは言えない現状は変わらない。日本語論文による成果発表の限界を感じるところである。今後は，韓国の中国語学研究者の李景遠（李 1997，1999）による客観的な評価を参照し，その上で今後の字様研究の方法を探ることが必要となるだろう。本稿での『正名要録』と『群書新定字様』の成書年代はひとまず李（1997）の考証に従って記すこととした。

ところで，西原（2000）に収録の「字様研究文献一覧表」に藤枝（1981）をはじめする藤枝の論文がひとつも見えない点は注意を要する。藤枝(1980)は短文だが，S.388 前半を取り上げ「あとがきに，顔師古の『字様』に手を入れたものというから，あるいは杜延業によるものであろうか」との指摘があり，西原（1979：22）と同一の見解を示す。

西原の研究方法は，字様の序文と字様内における字体記述の方法を精密に読み込むものであって大きな成果を挙げた。敢えて問題を指摘すれば，明文化できない避諱による欠筆を論じることができないように考えられる。書写年代の推定に避諱を利用するのは文献研究上で必要な手続きであるが，それとは別に，字体規範と避諱との関連は問題となるのではないだろうか。

話を漢字字体史に戻すと，西原（1997）は「隋・唐代の字体の範疇は，基本的には正体・非正体という字体の対立以外になかった」と一貫して正体・非正体という字体の範疇があったとするのに対して，藤枝（1981）は，唐の宮廷写本に反映する楷書の極相として楷書の標準書体があったが，楷書正体化運動とその影響による開成石経の基準が示されたとする。石塚（1999）のモデルもこれを基本的に支持するもので，初唐宮廷写経の標準字体と開成石経の基準に大きな差があるとする。字様に反映した隋･唐代の字体の範疇(正体・非正体）と，敦煌写本に反映する漢字字体の実態とに齟齬があることに

なる。いわば理論と実態との乖離である。この問題を初唐の宮廷写経に即して考察するのが本稿の主題である。

ただし，西原（2015）では開成石経に附刻された『新加九経字様』をめぐって新見を提示しているが，これは唐代字様とそこに反映した字体規範の全体像を踏まえてなされたものである。唐代字様と開成石経，さらに日本古辞書との関連については，別途，十分な紙幅を用意して論じてみたいと考えている。本稿では，初唐の宮廷写経を中心に論じ，そこに反映した字体と日本古辞書との関連を考察することに主眼を置くこととする。藤枝・石塚説の検証を目的とするものである。

2.4　異体率

さて，石塚他（2011）によれば，「標準的文献には確かな字体標準が存し，それは異体率（異体字率）によって明示可能であり，次の式で算出する」として，次の式を示す。

異体率＝異体の総字数／(文献の総字数－孤例の総字数)×100

ある文献に漢字字体の揺れがあった時，用例数の少ない方の字体を「異体字」として，単独用例（孤例）を文献の総字数から除き，その比率を求めたものである。当初，石塚他（2005）では次の引用のように「異体字率」としていたが，一般に用いる「異体字」とは異なる定義であることから，「異体率」と用語を変更したものである。

> 異体字率は，漢字字体の規範に対する意識を示す指標であり，写本・版本，公的・私的，学習，写経など，文献の性格を反映している（表１参照）。
>
> 異体字率の低さは，規範に対する強い意識を表し，初唐宮廷写経や開成石経に現れた字体が，その時代と地域の確固たる標準字体であったことを裏付ける。標準的文献においては異体字率が 1.00％を越すことはない。また，字体のゆれは規範のゆるみを示すものであり，それは異体字率の上昇につながる。

表１は，石塚他（2005）に掲載の HNG 引用文献一覧を一部抜粋・修正し

表 1　HNG 引用文献一覧（一部）

No.	分類	資料名(作成年代)	略称	異体率	全体	異体
8	初唐写本	今西本妙法蓮華経巻五（671）	〈宮廷今西〉	0.64%	633 字種 645 字体 4,344 字	28 字
9	〃	P.2195 妙法蓮華経巻六（675）	〈P 2195〉	0.58%	612 字種 620 字体 4,371 字	24 字
10	〃	守屋本妙法蓮華経巻三（675）	〈宮廷守屋〉	0.81%	585 字種 592 字体 5,685 字	46 字
25	開成石経	論語（837）	〈開成論語〉	0.03%	1,322 字種 1,328 字体 14,325 字	5 字

たものである。なお，〈 〉を付したものは HNG 収録文献の略称であることを示す。

石塚の漢字字体史研究で，最も衝撃的だったのは，開成石経においてほとんど異体が存在しないことを実証した点である。従来，漠然と予想はしていたが，これを正面から問題にして実証した研究者はいなかった。また，敦煌写本といっても，初唐の宮廷写経は，漢字字体の点で異体が僅少であることを実証した点も大きな成果であり，写本の漢字字体を論じるための基準が確立したと言える。ただし，異体率は，厳密には同一文献内での漢字字体の均一性を見る指標であって，石塚（1999）が注意するように個人個人の標準には若干の違いがある点には注意しなければならない。すなわち，初唐の宮廷写経に用いられる字体がそのまま初唐の標準字体であったとするのは危険である。複数の初唐写本，さらに初唐の前後の時代の写本を見比べ，さらに字様の記述なども参照して，標準字体の揺れを観察する必要がある。

3　初唐の宮廷写経とその漢字字体

3.1　宮廷写経の定義と範囲

藤枝（1961）は，敦煌出土の長安宮廷写経について包括的に論じた初めての論考である。咸亨 2 年（671）から儀鳳 2 年（677）に至る間に長安において政府の機関において書写された 24 点の『妙法蓮華経』と『金剛般若波羅蜜経』を詳細に検討し，その書写の目的と内容は，「当時の両経のテキストの乱れを統一するために，高僧の校定になるテキストを政府が一流の写字生たちに筆写せしめて全国に頒布したもの」と結論付けた。その後，宮廷写経の調査と研究は進展し，趙（2009）によれば，咸亨から儀鳳に至る間に書写された同種の宮廷写経は 53 点に及ぶという。

一方，大西（2012）は，宮廷写経はこれに留まらないことを指摘して次のように推測している。

> 敦煌遺書中に見出せる宮廷写経は官写経というべきものであり，官府の監督のもと多数の高僧が関わって成ったものであった。これらの写経事業は，高宗期のみならず太宗・則天武后・睿宗の各時代にも実施されていたと解され，さらには中宗や玄宗の時代にも行われていたと推測される。

宮廷写経が高宗期(649–683)のみでないのはその通りであるが，その点は，すでに Fujieda（1966–1969）と藤枝（1981）において S.2154（隋・独孤皇后願経，588 年），P.3725(老子道徳経，736 年，礼部写本)などの宮廷写経にも言及していた。初唐の長安宮廷写経を特筆したのは「敦煌写経の中で際立って筆蹟も見事でかつ丁寧である」点にあると理解すべきである。638–653 年に，孔穎達等による『五経正義』の編纂があり，645–664 年に，玄奘が大慈恩寺で訳経事業を行ったことを受けて，これだけの優れた写経が大量に書写され全国に流布したのであろう（藤枝 1977，藤枝 1999)。

初唐宮廷写経の漢字字体に関しては，石塚他（2005）に詳しいが，斎木・池田（2011）が漢字字体規範データベース（HNG）に収録の初唐宮廷写経 3

表 2　初唐宮廷写経と「開成論語」との対応関係

変わらない字体数	134 字種（63.2%）
変わる字体数	60 字種（28.3%）
ゆれのある字体数	18 字種（8.5%）
合計	212 字種（100.0%）

種（「宮廷今西」「宮廷守屋」「P 2195」）と開成石経『論語』（「開成論語」）とを比較して，「変わらない字体」と「変わる字体」とを整理・分析している。両者の対応関係は表 2 のようにまとめられる。

この結果から，初唐の標準字体と開成石経の標準字体とでは，6 割が共通する字体，3 割が相違する字体，残り 1 割が揺れのある字体ということが判明したのである。この結果は，HNG 収録の初唐宮廷写経 3 種に基づくものであり，調査範囲を拡大して更に検討を進める必要がある。

3.2　初唐の宮廷写経の漢字字体

咸亨 2 年（671）から儀鳳 2 年（677）に書写された宮廷写経 50 数点のうち，現在までに調査した 25 点について述べる。

HNG に収録のある P.2195 妙法蓮華経巻第六，上元二年（675）写本を例にして書誌事項を記せば次のとおりである。②は紙数，／は奥書の改行を示す。

〔書誌〕② 25.8 cm（20.2，十七字）×48.1（31 行），全 10 紙（但① 13.0（7 行），⑩ 41.2（26 行分），黄麻紙，簀目 35 本/ 3 cm

〔奥書〕上元二年十月十五日門下省書手袁元悊寫／用紙二十張／裝潢手解善集／初校慧日寺僧義威／再校慧日寺僧義威／三校慧日寺僧義威／詳閲太原寺大徳神荷／詳閲太原寺大徳嘉尚／詳閲太原寺主慧立／詳閲太原寺上座道成／判官司農寺上林署令李徳／使朝散大夫守尚舎奉御閻玄道監

〔原本調査〕2009 年 11 月 9 -13 日，2010 年 12 月 1 日再調査

奥書によれば，上元二年（675）十月十五日，門下省の書手袁元悊により書写されたものである。末尾に見える閻玄道は，全体の総責任者である。宮廷

表 3　調査対象初唐宮廷写経一覧

分類	文書番号	経題	日付	西暦	用紙	写経者／使	総字数
1	S.5319	法華三	咸亨 2.5.22	671	麻 19	書手　程君度／虞昶	8,909
2	S.84	法華五	咸亨 2.10.10	671	21	経生　郭徳／虞昶	6,176
3	S.3079	法華四	咸亨 2.10.12	671	22	経生　郭徳／虞昶	9,644
HNG	宮廷今西	法華五	咸亨 2.8.1	671		経生　祁倫	4,344
	P.4556	法華二	咸亨 3.2.25	672	20	経生　王思謙／虞昶	114
4	S.4209	法華三	咸亨 3.4.15	672	小麻 19	門下省群書手　趙文審／虞昶	8,686
5	S.36	金剛経	咸亨 3.5.19	672	麻 12	左春坊楷書　呉元禮／虞昶	4,364
6	S.4551	法華四	咸亨 3.8.29	672	22	門下省群書手　劉大慈／虞昶	9,014
9	S.2573	法華二	咸亨 4.9.17	673	20	門下省群書手　封安昌／虞昶	7,960
10	S.312	法華四	咸亨 4.9.21	673	22	門下省群書手　封安昌／虞昶	3,556
11	S.456	法華三	咸亨 5.8.2	674	19	左春坊楷書　蕭敬／虞昶	5,676
HNG	P.2195	法華六	上元 2.10.15	675	10	門下省書手　袁元恕／閻玄道	4,381
HNG	宮廷守屋	法華三	上元 2.12.7	675	19	書手　趙玄祥／閻玄道	5,685
13	S.513	金剛経	上元 3.閏 3.11	676	12	左春坊楷書　欧陽玄恕／閻玄道	4,450
14	S.2181	法華二	上元 3.4.15	676	20	群書手　楊文泰／閻玄道	6,008
15	S.1456	法華五	上元 3.5.13	676	21	秘書省楷書　孫玄爽／閻玄道	10,399
16	S.3361	法華一	上元 3.7.28	676	18	門下省書手　袁元慈／閻玄道	8,572
17	S.2637	法華三	上元 3.8.1	676	19	弘文館楷書　任道／閻玄道	3,005
18	S.4168	法華三	上元 3.9.8	676	19	群書手　禹元禮／閻玄道	8,423
	P.3278	金剛経	上元 3.9.16	676	12	書手　程君度／閻玄道	4,071
19	S.3348	法華六	上元 3.9.25	676	20	左春坊楷書　蕭敬	4,193
21	S.4353	法華一	上元 3.11.23	676	18	弘文館楷書　王智苑／閻玄道	8,180
20	S.1048	法華五	上元 3.11.5	676	小麻 21	弘文館楷書　成公道／閻玄道	10,066
22	S.2956	法華七	上元 3.12.22	676	17	弘文館楷書　王智苑／閻玄道	2,101
23	S.3094	法華二	儀鳳 2.5.21	677	21	書手　劉意師／閻玄道	4,453

分類：1～23，藤枝（1961）所載。HNG，HNG 対象文献。空欄，追加文献。原本調査による書誌詳細は割愛。

写経には必ずこうした奥書が付されている。料紙も薄手であるが極めて上質であり，巻子本の用紙をめくる際に生じるパリパリッとした音（紙音）は他の写本で感じることのないものである。高度な製紙技術による最高級の用紙と言える。

調査対象の初唐の宮廷写経 25 点の詳細は表 3 のとおりである。

調査対象とする漢字字体は，次の 12 字種である。これは斎木・池田(2011)の結果から，HNG 宮廷写経 3 点のうち揺れが存する 18 字種のうち，点画の相違が明瞭に確認できるものを選んだ。これらのうちａとしたのは開成石経の字体と同一のもの，ｂ，ｃ，ｘは開成石経の字体とは異なり初唐の字体を存すると見られるものである。「羣」（開成石経）と「群」との関係は新旧の差でないことも考えられるのでひとまず「群」をｘとしておく。調査結果は表 4 のようになった。

ａ分　ｂ分　　ａ受　ｂ受　　ａ牀　ｂ床　　ａ希　ｂ希　ｃ希
ａ復　ｂ復　　ａ支　ｂ支　　ａ最　ｂ最　　ａ正　ｂ正
ａ羣　ｘ群　　ａ淨　ｂ淨　　ａ莊　ｂ莊　ｃ莊　　ａ藐　ｂ藐

表 4 のＡは，ａの字体の数値に対応し，Ｂはｂ，ｃおよびｘの数値に対応する。ＡとＢの数値は，単一の字体だけを用いる字種を 1 とし，複数の字体を併用する場合はその比率をとったものである。字体に小異あるものに「’」を付し，いずれかに含めて計算した。

表 4 の一番右の欄は開成石経に近い字体の比率をまとめたものであり，この比率の低い順に配列している。HNG 収録 3 点では，P.2195 の比率が最も低く，9.09％である。宮廷今西と宮廷守屋は 58.08％と 59.09％とほぼ同じ比率である。今回調査の 25 点全体では，20％未満が 2 点，20％台が 4 点，30％台が 8 点，40％台が 3 点，50％台が 5 点，60％台が 3 点である。すなわち，HNG 収録 3 点だけでは，初唐宮廷写経の実態を正確に把握出来ない可能性があることが分かった。

次に，宮廷写経において揺れのある 12 字種の出現文献数を集計すると表 5 になる。

この結果によると，開成石経の比率が高い字種（希復），低い字種（分牀最正羣淨莊藐），同等の字種（受支）に区分できる。これらは，「年代が同じでも個人個人の標準に若干の違ひが有る」(石塚 1999)ことを具体的に示す例である。

今回調査した初唐の宮廷写経 25 点のうち，HNG 収録 3 点以外は異体率の算出が出来ていないが，大差ないものと見込んでいる。

表 4　HNG 初唐宮廷写経において揺れのある 12 字種の調査

	分	受	牀	希	復	支	最	正	羣	淨	莊	藐	A	B	A/(A+B)
P.2195	b6	b14	b'1	b1	b25	b4	b11	b1	−	b13	c3	a6	1.00	10.00	9.09%
S.312	b1	b10 a2	b1	c2	a4	b'1	−	b8	x1	b3	c2	b2	1.17	9.83	10.61%
S.1048	b19	b22	a1 a'1 b1	a4	a48	b2	b7	a6 b1	x1	b11	c5	b17	2.83	9.17	23.61%
S.5319	b8	b27	−	a8	a23	b1	b11	a2 b23	x2	a6 b8	c10	b14	2.51	8.49	22.81%
S.4551	b17	a29	b1	a2	b16	b2	b3	a18 b4	−	b14	c17	b18	2.82	8.18	25.62%
S.4168	b8	b25	−	a7	a24	a1	b11	a1 b23	x2	b14	c10	a2 b12	3.18	7.82	28.95%
S.1456	b19	b22	b3	a2	a55	b1 b'1	b6	b6 a1	a1	b11	c5	b17	3.64	8.36	30.36%
S.3361	b12	a1 b13	−	a8	a3 b23	b7	b8	a2 b8	a1	b17	c5	a5	3.39	7.61	30.79%
S.36	b7	b21	−	a5	b10	a1	a3	−	−	b2	c8	b27	3.00	6.00	33.33%
S.2637	b4	a7 b12	−	a1	b8	a1	−	b2	x2	a3	c1	b9	3.37	6.63	33.68%
S.2573	b5	a7 b20	b1	a6	a37 b3	b4	a4	b2	a2	b13	c5	b5	4.18	7.82	34.87%
S.456	b5	a21	−	a7	a15	b1	a2	b3	x2	b4	b2	b14	4.00	7.00	36.36%
S.4209	b8	b26	−	a8	a24	a1	b11	a25	x2	b14	c8 b2	b14	4.00	7.00	36.36%
S.3348	b5	a12 b1	b1	a1	a24	a1 b3	a11	b1	−	b12	b3	b6	4.17	6.83	37.94%
P.3278	b7	a19 b1	−	a5	b10	a1	a2 b1	−	−	b1	c8	b24	3.62	5.38	40.19%
S.2181	b5	a19	b1	a6	a27	a1	b3	b1	a2	b13	c3	b4	5.00	7.00	41.67%
S.4353	b12	a12 b1	−	a7	a25	b7	b8	a10	x1	a17	b5	b6	4.92	6.08	44.76%
S.3094	b6	a29	b1	a6	a40 b1	a4	a1 b5	a4	a2	b13	c5	b8	6.14	5.86	51.19%
S.513	b7	b21	−	a5	a12	a1	b3	−	−	a3	c'8	a27	5.00	4.00	55.56%
S.2956	−	a16	−	a1	a9	−	−	b7	−	a2	b4	b2	4.00	3.00	57.14%
宮廷今西	a7	b10	a1 b1	a1	a33	b1	a1	a1	−	b7	b4	a8 b1	6.39	4.61	58.08%
宮廷守屋	b5	a21	−	a7	a13	a1	b2	b2	a1 x1	a4	c2	a14	6.50	4.50	59.09%
S.84	b10 a2	a13	a1 a'1	a2	a33 b6	a1	b2	b4	−	a7	c4	a15 b1	7.00	4.00	63.65%
S.3079	b17	a31	a1	a3	a13 b4	a2	a1 b2	b23	−	a16	c17	a18	7.10	3.90	64.53%
P.4556	b1	−	−	a1	−	−	a1	−	−	−	−	−	2.00	1.00	66.67%

表 5　宮廷写経において揺れのある 12 字種の出現文献数の集計

	分	受	牀	希	復	支	最	正	羣	淨	莊	藐
a	2	15	4	23	19	12	9	10	6	8	0	8
b	23	16	10	1	10	12	16	17	0	17	6	19
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0
x	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0
計	25	31	14	25	29	24	25	27	15	25	25	27
a 比率	8.0%	48.4%	28.6%	92.0%	65.5%	50.0%	36.0%	37.0%	40.0%	32.0%	0.0%	29.6%

3.4　初唐宮廷写経と同時期の私的写本

これに該当する敦煌写本は多数あるが，P.2881 妙法蓮華経巻第一，総章 3 年（670）写本を例とする。書誌事項は次のとおりである。

〔書誌〕②26.3(19.7，十七字)×48.0(28 行)×17+①27.5+⑲33.0＝876.5 cm，首缺①27.5（15.7 行）⑲尾 33.0（19 行分）　第 2 紙途中迄裏打補修，楮紙黄染（黄麻紙風仕上，叩解カナリ緻密），無点，簀目 23 本/ 3 cm，

〔奥書〕總章三年三月廿四日清信女孫氏為亡母敬／寫法華經一部願亡者神生淨域面覩彌／陀法界含靈俱登佛道

〔原本調査〕2012 年 6 月石塚晴通・池田証壽，2013 年 11 月石塚・高田智和 石塚他（2005，2011）と同様の方法で異体率を算出すると次のようになる。

1 字体　531 字種　8,361 字

2 字体　18 字種　290 字（異体 41 字）

安夷益祇求最支枝受世陀導別明妄數槃莊の 18 字種

3 字体　1 字種　4 字（異体 2 字）

鼓の 1 字種

孤例　254 字　総字数　8,909 字　異体率　0.50％

次の表 6 は HNG 初唐宮廷写経と P.2881 の異体率を比較したものである。

単純に比較すると，P.2881 は HNG 収録の初唐宮廷写経 3 点のいずれよりも，異体率が低い。字体だけを見れば，初唐宮廷写経よりも均一性の高い敦煌写本が存することが判明した。P.2881 は奥書から明らかなように，在家婦

人の孫氏が亡き母の追善のために行った私的写経である。総章 3 年（670）の段階で，校訂の行き届いた『妙法蓮華経』のテキストが存在し，それを手本にして忠実に書写したためにこのような異体率となったのではあるまいか。おそらく玄奘の訳経事業（645-664 年）の過程で鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』の校訂がなされ，そのテキストが流布したのであろう。

次の表 7 は，HNG 初唐宮廷写経において揺れのある 12 字種の調査（表 5）に準じて開成石経の字体の比率を計算してみたものである。仔細に見ると，「希」「最（𣏌）」「莊（庄）」に相違あるが，ここでは無視した。全般的には，開成石経の字体は，調査した 12 字種の範囲では 32.2％であり，比較的低いことが分かる。

また，表 8 は，前に検討した宮廷写経において揺れのある 12 字種について，P.2881 での出現状況をまとめたものである。この結果を見ると，開成石経の字体をとる字種（希復羣），初唐宮廷写経の字体をとる字種（分最正淨莊藐），揺れがあるが初唐宮廷写経の字体を主用する字種（受支）に区分できる。初唐宮廷写経の字体をとる例が多いことが観察できる。

表 6　HNG 初唐宮廷写経と P.2881 の異体率

資料名（作成年代）	異体率	孤例	全体	異体
P.2881 妙法蓮華経巻一（670）	0.50％	254 字	804 字種 823 字体 8,909 字	43 字
今西本妙法蓮華経巻五（671）	0.64％	214 字	633 字種 645 字体 4,344 字	28 字
P.2195 妙法蓮華経巻六（675）	0.58％	205 字	612 字種 620 字体 4,371 字	24 字
守屋本妙法蓮華経巻三（675）	0.81％	155 字	585 字種 592 字体 5,685 字	46 字

表 7　HNG 初唐宮廷写経において揺れのある 12 字種の P.2881 での出現状況

	分	受	牀	希	復	支	最	正	羣	淨	莊	藐	A	B	A/(A+B)
P.2881	b12	a1 b12	－	a’8	a27	a1 b6	b2 b’6	b10	a1	b10	c2 c’3	b6	3.22	6.78	32.2％

表 8　宮廷写経において揺れのある 12 字種の P.2881 での出現状況

	分	受	牀	希	復	支	最	正	羣	淨	莊	藐
a	0	1	0	8	27	1	0	0	1	0	0	0
b	12	12	0	0	0	6	8	10	0	10	0	6
c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
x	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	13	0	8	27	7	8	27	1	10	5	6
a 比率	0.0%	7.7%	−	100%	100%	14.3%	36.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%

3.5　字様の記述

宮廷写経において揺れのある 12 字種を取り上げたが，これらが唐代の字様でどのように記述されているかを確認しておこう。『正名要録』（S.388 後半），『群書新定字様』（S.388 前半），『干禄字書』（官版）の順に挙げる。

例 1「分」

分𠆢（『正名要録』，「右正行者楷脚注稍訛」の例）

分界丩正丘通用…（『群書新定字様』）

分分上通下正（『干禄字書』17 表）

『群書新定字様』の「分」は正体のみを示す場合に該当するが，『正名要録』と『干禄字書』の基準に合致しない。元来は「分」であったものを，S.388 の書写かそれに至る書写の段階において「分」でない字体が書写されたのであろう。

例 2「受」

受度從又（『正名要録』，「右各依脚注」の例）

受受上俗下正（『干禄字書』33 裏）

例 3「牀」

牀床（『正名要録』，「右正行者楷脚注稍訛」の例）

床牀牀上俗中通下正（『干禄字書』17 表）

例 4「希」

希希（『正名要録』，「右正行者楷脚注稍訛」の例）

希望（『正名要録』，「右本音雖同字義各別例」の例）

例 5「復」

従彳亻二同徙正徙通用復後（『群書新定字様』）

S.388 では「復」の右上「𠂉」を「亠」に作っているが，小異と判断した。ここは「彳」を偏に持つ漢字を列記する部分であるので「氵」でなく「彳」とするのが正しいことを示す例と考えられる。

例 6「支」

攴支上俗下正（『干禄字書』11 裏）

例 7「最」

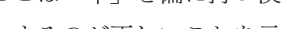

最従曰（『正名要録』，「右各依脚注」の例）

冣最上通下正（『干禄字書』37 表）

例 8「正」

正正上通下正（『干禄字書』43 表）

例 9「羣」（記載なし）

例 10「淨」（記載なし）

例 11「莊」

壯莊莊上俗中通下正（『干禄字書』22 裏）

例 12「藐」（記載なし）

宮廷写経において揺れのある 12 字種のうち 9 例が唐代の字様に何らかの記述がある点は注目すべきである。唐代の字様を編纂する初唐の時期において，楷書という書体がほぼ完成し，その漢字字体にも統一が見られる段階に至ったが，現実社会では楷書の漢字字体の一部には揺れがあったことを示す。唐代の字様が基準と認定する字体は，「分受牀希復支最正莊」の 9 例であり，これはすべて開成石経の字体に合致する。

これらの漢字字体に揺れがある理由を考察するには，篆書から隷書への変化を踏まえ，隷書から楷書へどのように変化したかを検討しなければならない。例えば「正」の篆書（小篆）は「 」であるが，その構造を変えず隷書となったものと，さらに変化させたものとがあり，楷書の「正」は前者，「 」は後者を受け継ぐ。篆書から隷書への変化を「隷変」という。

また，今回検討対象としたのは，HNG 収録宮廷写経 3 点で揺れの見える漢

字字体であり，調査範囲を初唐宮廷写経全体に及ぼせば更に揺れのある例を見出すであろう。本稿の趣旨は，漢字字体史の資料と方法を論じることにあり，初唐の宮廷写経に関してはほぼ見通しを述べることができたと考えるので，議論を日本の古辞書に移すことにしよう。

4　唐代の字様と日本古辞書

4.1　日本古辞書における字様の利用

日本古辞書における字様の利用に関する研究は，西原一幸が開拓した分野であり，その論考のすべてが西原(2015)に集成されている。近年は，賈(2011)にはじまる一連の論考において，『新訳華厳経音義私記』を分析して字様の利用を証明する方法を詳細に提示したのは大きな進展であった。ここでは，『新撰字鏡』と『類聚名義抄』とを取り上げて，字様の利用の実態を見ることにしよう。

4.2　『新撰字鏡』における字様の利用

昌住撰『新撰字鏡』は，898-901 年頃に成立した部首分類体の漢和辞書である。『新撰字鏡』所引の『正名要録』について，西原（1979）は，優れた着眼と精密な論証によって鮮やかな結論を導き出した。結論は，『新撰字鏡』所引本『正名要録』と S.388 後半部分『正名要録』は同名同書であること，しかし『新撰字鏡』所引本と敦煌本とは系統が異なり前者は増補本かもしれないこと，敦煌本は残巻本であることの 3 点である。この結論は，『新撰字鏡』序文の記述を主たる材料として出されたものである。さらに，西原（1983）は本文における『正名要録』を詳細に検討して，『新撰字鏡』本文での『正名要録』の利用は補完的であり，積極的な利用はなかったと結論づけた。西原(1983)は，補完的な利用にとどまった理由に関しては特に述べていない。

その後，『新撰字鏡』における字様の利用に関する研究はしばらくなかったが，最近，張（2012）が『干禄字書』との関係を論じている。具体的には，「**刖**亦作干禄之文」（天治本，巻一 9 丁表）のような書名明記の 2 項目と「**辶**通作…

足正作」（巻二 25 丁裏）のように『干禄字書』の本文「足足上通下正」との類似が顕著な 35 項目を考証している。賈（2015）は，張（2012）を踏まえ，より詳細に『干禄字書』の利用箇所の整理と分析を行っており，『干禄字書』を相当程度利用したことが明らかになってきたが，『干禄字書』に全面的に依拠したとはどうやら言えそうにない。賈（2015）は口頭発表であるので，論文としての刊行が待たれる。

4.3 『類聚名義抄』における字様の利用

『類聚名義抄』は，院政期になった漢和辞書であり，諸本には原撰本系統の図書寮本と，改編本系統の観智院本他があるが，いずれの系統においても字様は積極的に利用されている。

吉田（1954）は図書寮本の出典としての『干禄字書』を論じ，「『名義抄』の基本的資料として採用」「字形に関する一大出典」と評している。

続いて西原（1987）は，図書寮本所引の『干禄字書』を検討して，図書寮本撰者は『干禄字書』を孫引きではなく直接引用していること，図書寮本撰者の『干禄字書』引用の意図は俗体（もしくは通体）を表示する点にありそれは結果的に『干禄字書』そのものの撰述意図と一致するものとなっていること，図書寮本撰者は，『干禄字書』の全文を引用しようとしたのではなく選択的に引用していることを指摘している。

これを受けて池田（1992）は，『干禄字書』の引用方針をより詳細に検討し，『干禄字書』を独立した項として引く例が半数を占めること，俗体・通体の表示を欠くことはないが正体の表示は少ないこと，『干禄字書』の掲出字の偏旁が異なる場合には俗体・通体の所属部首で採録し正体の所属部首で採録しないこと，『干禄字書』の掲出字の九割を採録していることを指摘し，選択的な引用方法をより具体的に明らかにしている。

この他，郭迻『新定一切経類音』が図書寮本に利用されており，これも唐代の字様である（吉田 2013，西原 2015，池田 1995，鄭 2010 等参照）。

一方，改編本系統の観智院本については，吉田（1958）が遼・行均撰『龍龕手鏡（鑑）』（977 年）との関係を指摘した点が注目される。『龍龕手鏡』そ

のものとは言いがたいが，それに類似する字様を積極的に利用したことは疑いない。

田村（1998）は，『干禄字書』と観智院本の正字•異体字に対応する 704 例を検討して，『干禄字書』が積極的に利用されたことを詳細に論じている。

4.4　字様の利用から見た『新撰字鏡』と『類聚名義抄』

『新撰字鏡』と『類聚名義抄』における字様の利用の実態に関するこれまでの研究を見てきた。『新撰字鏡』における『正名要録』および『干禄字書』の利用は積極的でなく，補完的であった。これに対して，『類聚名義抄』における『干禄字書』の利用は積極的であり，その他の字様も積極的に利用した。両者にはこのような相違が観察される。

なぜこのような相違が生じたのであろうか。これは漢字字体史において検討すべき重要な問題ではないだろうか。また字様の受容と日本古辞書の作成という観点からみても非常に興味深い問題となるように考えられる。

もちろん，図書寮本と観智院本とにおける『干禄字書』利用方法を観察すると，相違点を見出すこともできる。例えば，字体注記の省略について，図書寮本『類聚名義抄』は正体の注記を省略することはあっても俗体（と通体）を省略しないのに対して，観智院本『類聚名義抄』は記載形式に小異あるが「正」「通」「俗」をすべて引くことが多い。

しかし，これは細かな問題点であるので，まずは，字様の利用から見た『新撰字鏡』と『類聚名義抄』との相違を優先して検討することにしたい。検討方法はいろいろ考えられるが，ここでは天治本『新撰字鏡』と観智院本『類聚名義抄』とにおける「正・通・俗」注記の数量を比較してみる。調査の便宜上，観智院本『類聚名義抄』は法上のみ，『新撰字鏡』は全部を対象とする。細かな分類は複雑になるので単純化して表 9 に示す。

『新撰字鏡』では「同」が圧倒的に多い。一方，観智院本では「同」は少なく，「正」と「俗」が多く両者が拮抗している。この傾向は法上以外でも同様である。

さて，この現象をうまく説明するには，漢字字体史の観点を導入する必要

表 9　『新撰字鏡』と観智院本『類聚名義抄』の「正・通・俗」

	新撰字鏡		観智院本(法上)	
正	正作	47	正	203
通	通作	13	通	42
俗	俗作	26	俗	353
同	同作	250	同	58
	二同	573		

がある。石塚の漢字字体史モデルを踏まえれば，次のような仮説を設けることが可能となる。

⑴ 『新撰字鏡』は初唐の標準字体を主用する時期の編纂であり，字様の利用は選択的であった。

⑵ 『類聚名義抄』は初唐の標準字体と開成石経の字体とを併用する時期の編纂であり，両者の字体の弁別を記述した字様の利用は必要不可欠であった。

もしこの仮説が正しいとすれば，漢字字体の年代性の相違が『新撰字鏡』と『類聚名義抄』との字体記述に反映しているということになる。

次に，具体例に即して「正」「俗」「同」の注記を観察してみよう。注文の翻刻の（ ）内は本稿の筆者による声点の判読と本文校勘を記す。傍記は「 」，合点は* で示す。『新撰字鏡』の句読は筆者による。

例 13「來」

来來　二同。平：至也，及也，歸也，還也，轉也，侹也，是也，勤也。（天治本『新撰字鏡』巻十二 2 裏）

[illegible]来来　俗正今　盧臺反　カヘル（平平○）　ク　キタレ「ル」リ(上上○○)　キタス(上上平)　コノカタ(上上上平)　ツトム(平平上)　マウツ(平上平濁)　ミタル　オハシタリ(平上平平上)　禾ライ（観智院本『類聚名義抄』，僧下 81）

例 14「爲」

為爲　二形作。平：作也，使也，有也，治也，敷也，因也，施也，成助也，行也，被也，欲也。（天治本『新撰字鏡』，雑字，巻十二 1 丁裏）

爲為　正今　古㚔反（當作㚔支反）　母猴也　ツクル（平平上）　シワサ（上上上濁）
ヲコス（平平上）　ナス(平上)　タリ(平上)　ス(平)　スルトコロ（上上○○）　マネス(上上上)
マナフ(上上平濁)　タツ(平上)　セ(平)　セヌカ(上平平)　タスク(平平上)　タメニ(上平○)
シカスル（平平上上）　エラフ　平声　九乙又二去声　三又二具如廣抄（観智院本『類聚名義抄』，雑部，僧下 79）

漢字字体規範データベースの検索結果により，初唐の宮廷写経の字体は「来」と「為」，開成石経の字体は「來」と「爲」であり，揺れはない。『新撰字鏡』は「来」と「來」を「二同」，「為」と「爲」を「二形作」として同等に扱うのに対し，観智院本『類聚名義抄』は「來」と「来」を「正」と「今」として捉え，「爲」と「為」も「正」と「今」として捉えている。すなわち，観智院本は開成石経の基準を「正」として受け入れているということになる。これらは分かりやすい例を挙げたものだが，漢字字体の年代性の相違が反映していることは確実と考える。

4.5　初唐宮廷写経で揺れのある字体の検討

ここでは，先に取り上げた宮廷写経において揺れのある 12 字種を検討してみよう。天治本『新撰字鏡』，観智院本『類聚名義抄』の順に挙げることとし，括弧内に書名と所在を記すが，天治本『新撰字鏡』を天治本，観智院本『類聚名義抄』を観智院本と記す。

例 15「分」

分分　二形作。半也，𥫱（當作隔）也，賦也，別也，限域也，職善也，与也，予也，散也，列也。（天治本，雑字，巻十二 1 裏）

分　甫墳反　ワカツ（平平平）　ワク（平平）　ワカレタリ（平平平○○）　コトハリ
ヒトシウス　イサヽカハカリ　アキラカナリ　アカル　ケチメ　アタフ　ホト　シハラク
ヒトリ　和復ン　府文（平濁）反　四分爲一兩　又世間（去濁）反　伏也　又扶問反　□也　別也
吝也
分　同　分　今（観智院本，八部，仏下末 26-27）

『新撰字鏡』は，原文では掲出字 2 字を 1 字分に書写しており，二つの字体を示す意図が不明になっていたのであろう。『類聚名義抄』は「分」の「刀」

を「力」に作る字体が用いるが，「分」と「分」とを区別しようとする意図が不明になったものであろう。

例 16「受」

受　領也，取也，容納也，得也，承也，継也，盛也。 　下（當作丁）報反。去：姓，出□内。（天治本，雑字，巻十二 4 表）

受　音到　姓（観智院本，大部，仏下末 36）

不肯受　ウケカヘス（観智院本，肉部，仏中 119）

受　ウク（平上）（観智院本，又部，僧中 54）

「受」は『広韻』で上声有韻（殖酉切），「」は去韻号韻（小韻「到」都導切，義注「姓也出河内」）であり，元来は別字である。『新撰字鏡』は両者を区別して連続掲載する。『類聚名義抄』は別々の箇所にすべて「受」で掲載するが，注文に「音到姓」とある仏下末 36 の例は大部の末尾にあり，元来は「」であったと推定される。

例 17「牀」

牀　仕良反。樓也，恐也。片誤。（天治本，牛部，巻五 5 裏）

床　士壮反。装也，装餝安身。（天治本，广部，巻十 21 裏）

床　牀牀俗通正　ユカ（上上）　和者ウ（〇上）（観智院本，广部，法下 106）

牀　上莊（平）反　トコ（上上）　俗作床（観智院本，木部，仏下本 125）

『新撰字鏡』に「牀」は掲出字として見えない。「牀」の注文末尾に「片誤」とあり，「牀」の扁を「片」とするものを誤りと認識していたことが分かる。これに対して『類聚名義抄』の「床」は『干禄字書』の本文（「床牀牀上俗中通下正」）に合致し，別の箇所で「牀」の注文で「俗作床」とするのにも矛盾しない。

例 18「希」

　平：少也，止也，等也，疎也，望也，施散。（天治本，雑字，巻十二 4 表）

夷　聽之不聞名曰希，視之不見名曰夷，言无聲曰希，无色曰夷。（同 18 表）

　虚機反　ネカフ　スクナシ（平平〇〇）　マレラナリ（上上〇〇〇）　ヲシム（観智院本，巾部，法中 109）

　音稀　マレラナリ（上上平〇〇）　マレナリ（上上〇〇，［ナ右ニ］）　ネカフ（平上濁〇）　コヒネカフ（平上〇〇〇）　タマ＼／（上上〇〇）（観智院本，又部，僧中 52）

「希」は，『干禄字書』に記載なく，『正名要録』に「右正行者楷脚注稍訛」の例として「 」を挙げ，別の箇所は「 望」（「右本音雖同字義各別例」）のように「希」を挙げる。「希」は先に調査した宮廷写経 25 点のうちの 23 点で使用されている。「 」「 」はそれぞれ 1 点の使用しかない（P.2195 と S.312）。初唐の段階では，「希」の字体が主に用いられていたと考えられる。

例 19「復」

復　正：状富反。悪也，重也，亦也，往来，狃也，至也，添也。借：久（當作方）六反。返也，也，報也，更也，魄也，魄反本也。（天治本，彳部，巻九 25 表）

　方六反。優也。復字同異也。（同，彳部，巻一 27 裏）

　廻也　上音廻　ウツマク（平平濁平平）　メクル　下扶福反　復音　サカノホル（観智院本，法上 2）

復　房富（去）「フ」反　マタ　カ□（ヘ）リテ（平上○○，リ-ル）　ムユユ　マサル　カハル　ソフ（○平）　オホフ　ツク　告　トル　ツカフ　カフル　フタヽヒ（○○○平濁）　カヘリミル　マタスルコト　又音伏　カヘス（○○上）　カサネテ　和フ（平）レ　フク　（観智院本，仏上 38）

『新撰字鏡』は「 」を掲載しないが，「 」に見える「復字同異也。」の解釈が難しい。『新撰字鏡』の「」は『切韻』群にあるが，『切韻』逸文を集成した上田（1984：338）は「方六反。優也。」を逸文とし，「復字同異也。」を収録しない。「 」と「復」は『集韻』（宋・丁度等編，1039年）に「復重也漢法除其賦役也通作復」（巻九・入声屋韻）とあるように通用する。「同異也。」の注記は『新撰字鏡』に見えず不審であるが，「異」を「重」の誤写と見て「復字同。重也。」とすれば意味が通じるであろう。一案として記しておく。

『類聚名義抄』の「 」は，おそらく玄応『一切経音義』巻第一大方広仏華厳経第一巻「迴復」に見える「又作洄澓二形同」の「洄澓」を掲出したものであろう。「復」の「彳」と「氵」との関連を示唆する記述は見えない。

例 20「支」

支　之弥反。平：躰也，勝也，堪也，勘也，度也，身枝者手足是也。（天治本，支部，巻三 26 裏）

支　音枝（平）　サヽフ（平上○）　ハカル（平平上）　エタ（上上濁）　＊ヒトシ　 　正　

支　俗正（観智院本，又部，僧中 52）

　俗今正　章移反　エタ　ヒトシ　ハルカ　ワツカ　サス　アタル　タスク（観智院本，支部，僧中 62）

『新撰字鏡』は，支部冒頭に「部第卅五」と記しており，支部の掲出字の多くはその旁を「」に作る。「支」と「」との違いはあまり意識されなかったと推測される。これに対して『類聚名義抄』は明確に「俗正」と注記する。

例 21「最」

最　要也，従曰。（天治本，雑字，巻十二 4 裏）

最　モトム　ツトム　和サイ（○上）（観智院本，日部，仏中 101）

　祖外反　又才句反　モトモ（上○上）　アツマル（平平○○）　イト（上平）　スクル　アツム　ハシメ　クタク　亦最　和サイ（平○）　　上通下正（観智院本，宀部，法下 54）

　俗最正通（観智院本，网部，僧中 10）

『新撰字鏡』の「従曰」は『正名要録』と同一の記述であり，これによるものであろう。しかし，「」は掲出字として見えない。『類聚名義抄』は「」と「」を掲出し，前者に「亦最」，後者に「上通下正」と注記する。「最」は日部に掲出される。网部の「」には「俗最正通」という注記が見える。

例 22「正」

正　平：長也，聽也，定也，止也，上也，己心也，改也，平也。（天治本，雑字，巻十二 3 表）

正　音政（去）「セイ」　マサシ-ニ（平平○）　カミ（平上）　ヲサヽシ　キタ-ク（上平）　タヒラカナリ　ヒル〈日也〉　ヒタフト（平平○○）　シク　ヒトシ（平平○）　タカシ　シハラク　トヽノフ　タヽス-シ　マツリコト　メツラシ　　タヽシ（平平濁上）　＊キク　トヽム（上上濁平）　和者ウレ（観智院本，一部，仏上 74-75）

正　音政（去）　タヽス（平平濁上）　カミ（平上）　ヤム（上平）　トヽム（上平濁○）　マツリ事（上上上○）　マサシ　タヽシ　シハラク　又音征（平）　元—（観智院本，卜部，法上 98）

『新撰字鏡』と『類聚名義抄』はいずれも「正」と「」を掲出するが，字体注記は見えない。

例 23「羣」

群羣　三形作。渠軍反。倫也，獣三爲羣輩也。（天治本，羊部，巻八 18 裏）

群　トモカラ（上上上濁上）　ムラカル（上上上平）　アツメタリ（平平○○○）　タムロ（平平○）　アツマル（平平○○）　モロヽヽ　和具ン（○上）（観智院本，羊部，僧中 97）

　二俗二今群字（観智院本，雑部，僧下 96）

『新撰字鏡』は「三形作」，『類聚名義抄』は雑部に「二俗二今群字」と注記が見える。

例 24「淨」

　二形同。俟仁反。借：似止（正）反。去也。（天治本，水部，巻六 14 表）

淨　音請　才性反　キヨム-シ（平平○-○）　イサキヨシ（平上○○○）　和シヤウ　 　正（観智院本，水部，法上 23）

『新撰字鏡』『類聚名義抄』ともに「浄」と「淨」との相違に関する注記はなく，「」に関する注記が見えるのみである。

例 25「莊」

　二同字。且陽反。卉盛。（天治本，艸部，巻七 29 表，玉篇部分）

　側相反。姓。（天治本，广部，巻三 5 裏）

　音裝（平）　俗 　カサル（上上濁○）　ヨソホヒ　チマタ　 　俗　莊（観智院本，艸部，僧上 26）

　カサル（上上濁○）　イツクシ-ウス（平平平上-平上）　ホシイマヽ　ヨソノホル（平平平上平）　オコソカ（平平濁上平）　サカリニシテ（上上上○○○）　チマタ（上上○）　和者ウ（○上）（観智院本，广部，法下 127）

『新撰字鏡』は「莊莊」を「二同字」と注記するが，「」は関連する注記がない。『類聚名義抄』は「莊」に「俗」の注記が見え，「」を別に立項するが，注文は空白で注記ない。

例 26「藐」

　二同。正：摸角反。入： 草也。借：弥治反。上。又妙若反。毒也，廣也。（天治本，艸部，巻七 19 表）

藐 　下俗　音邈　ハルカナリ（平上○○）　スクナシ　ムラサキ　下胡墾反　カウハシ　和ミヤク（観智院本，艸部，僧上 46）

『新撰字鏡』は「二同」，『類聚名義抄』は「下俗」とあり，異なる内容の注記を施す。「胡墾反」は「」の反切で，類似した字形の文字の注文を併合し

たものである。

以上，初唐の宮廷写経で揺れのある例を『新撰字鏡』と『類聚名義抄』について観察してきた。その結果，両者の注記方針には明白な相違が確認できた。『新撰字鏡』では，「二形作」「三形作」「二同字」「二同」と同等の扱いをするものが「分」「群」「莊」「藐」の 4 字である。また「牀」「最」の 2 字に字体注記（「片誤」「従曰」）が見えるが，これら 6 字以外に字体注記は見えない。一方，『類聚名義抄』では，「分」「牀」「支」「最」「群」「莊」の 6 字について，それぞれ「同・今」，「俗・通・正」，「俗正」，「亦・通・正」，「今」，「俗」，「俗」の注記が見えており，字体を弁別しようとする意図が明瞭に確認できる。これ以外の「受」「希」「復」「正」「淨」「藐」の 6 字に字体注記は見えない。

初唐の宮廷写経で揺れのある 12 字のうち，『新撰字鏡』に字体注記のあるものは 6 字，『類聚名義抄』に字体注記のあるものは 6 字と同数である。しかし，『新撰字鏡』は同等扱いするものが 4 字，「片誤」「従曰」のような字体注記を記すものが 2 字である。これに対して，『類聚名義抄』は字体注記のある 6 字のすべてが「正」「俗」等の注記によって字体の弁別を示すのである。

本稿冒頭で，石塚と西原の字体研究方法の相違に触れたが，石塚モデルであれば，『新撰字鏡』と『類聚名義抄』との字体注記の相違をうまく説明できるものと考えられる。すなわち，『新撰字鏡』は初唐標準字体を主用する時期の編纂であり，字様の利用は選択的であったが，『類聚名義抄』は初唐標準と開成標準とを併用する時期の編纂であり，字様の利用は必要不可欠であった。このような観点から『新撰字鏡』と『類聚名義抄』の掲出字の字体と注文に見える字体注記を検討してゆくことが必要であろう。

5　おわりに

本稿は，漢字字体史の資料と方法について，初唐宮廷写経と日本古辞書とに即して検討を加えた。検討の結果，漢字字体史を考察するには，次に示す 6 点の仮説を明確に設定することが必要であると考えるに至った。

⑴　初唐宮廷写経の漢字字体に揺れがあったが，開成石経の漢字字体に揺

れは皆無であった。

⑵ 唐代字様（楷書正体化運動）は初唐標準から開成標準への移行を促した。

⑶『新撰字鏡』は初唐標準字体を主用する時期の編纂であり，字様の利用は選択的であった。

⑷『類聚名義抄』は初唐標準と開成標準とを併用する時期の編纂であり，字様の利用は必要不可欠であった。

⑸ 漢字字体の年代性の相違が『新撰字鏡』と『類聚名義抄』との字体記述に反映している。

⑹ 異体率は文献の性質を示す指標であり，所用字体が標準字体であることを決定する直接の指標ではない。

今後，漢字字体史の研究をより発展させるには，これらの仮説を検証・修正することによって行われるべきであろう。このことを主張して，本稿の締めくくりする。

漢字字体史関連年表

406 年，後秦・鳩摩羅什訳『妙法蓮華経』
543 年，梁・顧野王『玉篇』
601 年，隋・陸法言『切韻』
633 年頃，唐・顔師古『顔氏字様』
638–653 年，唐・孔穎達等『五経正義』
641 年，唐・顔師古注『漢書』
643–649 年，唐・郎知本『正名要録』
645–664 年，唐・玄奘，大慈恩寺で訳経事業
650–677 年，杜延業『群書新定字様』（S 388 は 8 世紀前～中期書写）
661 年前後，唐・玄応『一切経音義』
671–676 年，唐・宮廷写経〈P 2195〉
674 年，唐・孫強『玉篇』増加字（上元本）
682 年以前，唐・慈恩大師基『法華音訓』

682 年，日本・境部連石積等『新字』
684–709 年頃，唐・王仁昫『刊謬補缺切韻』
686 年，日本・『金剛場陀羅尼経』〈金剛小川〉
710–720 年頃，唐・顔元孫『干禄字書』（774 年顔真卿書写）
712 年，日本・長屋王発願和銅経〈和銅 250〉
720 年頃，唐・慧苑『華厳経音義』
740 年，日本・天平十二年御願経（五月一日経）〈五一續高〉〈正四分 16〉
768 年，日本・神護景雲二年御願経
776 年，唐・張参『五経文字』
784–807 年，唐・慧琳『一切経音義』
827–835 年，日本・空海『篆隷万象名義』
833 年，唐・唐玄度『九経字様』
837 年，唐・開成石経〈開成論語〉
860 年頃，日本・菅原是善『東宮切韻』
891 年頃，日本・藤原佐世『日本国見在書目録』
898–901 年，日本・昌住『新撰字鏡』
972–977 年，中国・開宝蔵（蜀版）〈開宝十誦〉
976 年，日本・中算『妙法蓮華経』
987 年頃，遼・希麟『続一切経音義』
997 年，遼・行均『龍龕手鏡』
1008 年，宋・陳彭年等『広韻』
1011–1029 年，高麗・初雕大蔵経〈初麗瑜 5 〉
1013 年，宋・陳彭年等『大広益会玉篇』
1032 年以降，遼・契丹蔵（1051 年頃主要部分開版了）
1039 年，宋・丁度等『集韻』
1081 年以後，日本・未詳『類聚名義抄』（原撰本）
12 世紀後半，日本・未詳『類聚名義抄』（改編本）

参考文献

池田証壽(1992)「図書寮本類聚名義抄と干禄字書」,『国語学』168 集,国語学会,pp.66-68
池田証壽(1995)「図書寮本類聚名義抄と類音決」,『訓点語と訓点資料』96 輯,訓点語学会,pp.26-37
池田証壽(2014)「平安時代漢字字書総合データベースの構築」,『北海道大学文学研究科紀要』142 号,pp.79-90
池田証壽・李媛・申雄哲・賈智・斎木正直(2016)「平安時代漢字字書のリレーションシップ」『日本語の研究』12 巻 2 号,日本語学会,pp.68-75
石塚晴通(1970)『墨美 201　楼蘭・敦煌の加点本』墨美社
石塚晴通(1999)「漢字字体の日本的標準」,『国語と国文学』76 巻 5 号,pp.88-96
石塚晴通編(2013)『漢字字体史研究』,勉誠出版
石塚晴通・豊島正之・池田証壽・白井純・高田智和・山口慶太(2005)「漢字字体規範データベース」『日本語の研究』1 巻 4 号,日本語学会
石塚晴通・池田証壽・高田智和・岡墻裕剛・斎木正直(2011)「漢字字体規範データベース(HNG)の活用 ── 漢字字体と文献の性格 ──」,『じんもんこん 2011 人文科学とコンピュータシンポジウム論文集』,pp.339-346
上田正(1984)『切韻逸文の研究』,汲古書院
大西磨希子(2012)「敦煌発現の宮廷写経について」,『敦煌写本研究年報』6 号,京都大学人文科学研究所中国中世写本研究班,pp.41-64
賈智(2011)「字体からみた『新訳華厳経音義私記』の撰述手法」,『語文研究』112 号,九州大学国語国文学会,pp.46-60
賈智(2015)「『新撰字鏡』における字様の利用について ──『干禄字書』の利用箇所の整理と分析 ──」,第 112 回訓点語学会研究発表会,京都大学,2015 年 5 月
斎木正直・池田証壽(2011)「漢字字体の変遷 ── HNG に見る変わる字体と変わらない字体 ── 」,『計量国語学』27 巻 8 号,計量国語学会,pp.317-328
田村夏紀(1998)「『干禄字書』と観智院本『類聚名義抄』の正字・異体字の比較」,『国文学研究』125 号,早稲田大学国文学会,pp.81-90
西原一幸(1979)「『新撰字鏡』所引の『正名要録』について」,『国語学』116 輯,国語学会,pp.13-23
西原一幸(1983)「『新撰字鏡』本文中における『正名要録』の利用について」,『金城学院大学論集国文学編』25 号,pp.1-15
西原一幸(1987)「図書寮本『類聚名義抄』所引の『干禄字書』について」,『金城国文』63,pp.54-64
西原一幸(1997)「俗体とは何か ── 顔元孫と俗体の成立 ──」,『東方学会創立五十周年記

念東方学論集』，東方学会，pp.1003-1017
西原一幸(2000)「字様の研究史」,『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』4 号，pp.11-28
西原一幸（2015）『字様の研究　唐代楷書字体規範の成立と展開』，勉誠出版
藤枝晃（1960）『墨美 97　敦煌写経』，墨美社
藤枝晃（1961）「敦煌出土の長安宮廷写経」,『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』，塚本博士頌寿記念会，pp.647-667
藤枝晃（1972）「敦煌写本の編年研究」,『学術月報』24 巻 12 号，pp.7-11
藤枝晃（1977）『文字の文化史』，岩波書店
藤枝晃（1980）「表紙のことば　窓　敦煌写本 S.388『字様』から　英国図書館蔵」,『言語生活』346 号（1980 年 10 月号），筑摩書房
藤枝晃（1981）「楷書の生態」,『日本語の世界 4 中国の漢字』，中央公論社，pp.287-334
藤枝晃（1982）「コディコロジー」,『図書』339 号，岩波書店，p.1
藤枝晃（1999）『敦煌学とその周辺　対話講座なにわ塾叢書 51』，大阪府「なにわ塾」編，株式会社ブレーンセンター
藤枝晃（2005）『トルファン出土仏典の研究　高昌残影釈録』，法藏館
吉田金彦（1954）「図書寮本類聚名義抄出典攷（中）」,『訓点語と訓点資料』3 輯，訓点語学会，pp.203-236
吉田金彦（1958）「観智院本類聚名義抄の参照文献」,『芸林』9 巻 3 号，pp.37-47
吉田金彦（2013）『古辞書と国語』，臨川書店
Fujieda, Akira (1966-69). The Tunhuang manuscripts: A general description, *Zinbun: Memoires of the Research Institute for Humanistic Studies*, Kyoto University, 9, 10, pp. 1-32, pp. 17-39
Fujieda, Akira (2002). Chronological classification of Dunhuang Buddhist manuscripts, *Dunhuang Manuscript Forgeries*, The British Library, pp. 103-114
Ishizuka, Harumichi (2014). *Elements of Codicology of the Hanzi Script*, International Symposium on the Codicology of the Hanzi Script, 8-9 November, 2014. Ryukoku University, Kyoto, Japan.
李景遠（1997）『隋唐字様学研究』国立台湾師範大学国文研究所博士論文
李景遠（1999）「隋唐字様学과 그 主要著作에 대하여」,『中国語文学論集』11 号，韓国：中国語文学研究会，pp.495-524
劉元春（2010）『隋唐石刻与唐代字様』，広州：南方日報出版社
趙和平（2009）「唐代咸亨至儀鳳中的長安宮廷寫經」
http://www.fjnet.com/fjlw/200911/t20091110_140665.htm（佛教在綫）
張磊（2012）『《新撰字鏡》研究』，北京：中国社会科学出版社
鄭賢章（2010）『《郭迻経音》研究』，長沙：湖南師範大学出版社
朱鳳玉（1989）「敦煌写本字様書研究之一」,『華岡文科学報』第 17 期，台北：中国文化大

学，pp.117-130

〔附記〕敦煌本の閲覧・調査に際して大英図書館・フランス国立図書館に多大のご芳情を賜った。なお，本稿は，第 111 回訓点語学会研究発表会（2014 年 11 月 2 日，東京大学山上会館）における口頭発表に基づく。敦煌写本の原本調査は 2011-2014 年度科学研究費基盤研究（A）「漢字文化圏における典籍の集積，国際的伝播及びその伝承に関する実証的研究」（課題番号 23251011，代表：石塚晴通），敦煌本テキスト化と字体分析は 2012-2014 年度度科学研究費挑戦的萌芽研究「敦煌本経巻と正倉院本経巻とに基づく漢字字体史の基礎的研究」（課題番号 24652090，代表：石塚晴通），日本古辞書のデータ処理は 2013-2015 年度科学研究費基盤研究（C）「大規模漢字集合フォント対応のデータベース構築による平安時代漢字字書研究」（課題番号 25370506，代表：池田）および 2016-2019 年度科学研究費基盤研究（B）「平安時代漢字字書総合データベースによる研究基盤の確立」（課題番号 16H03422，代表：池田）による成果の一部である。本稿で検討した『新撰字鏡』と『類聚名義抄』のデータベース構築に関する情報は，http://hdic.jp で公開しているので参照されたい。

漢字字體史的資料與方法
── 初唐宮廷寫經與日本古辭書 ──

池　田　証　壽

内容提要

相對於開成石經的顯著的規範性而言，本篇論文通過對 25 点初唐宮廷寫經的漢字字體進行探討，觀察到其字體存在相當的波動，並由此指出，對於開成石經的漢字字體與其他時代・地域的標準文獻的漢字字體并不能一併而論。唐代字樣，則促成了從初唐標準向開成標準的過渡。通過觀察日本古辭書《新撰字鏡》和《類聚名義抄》對唐代字樣的利用情況，指出兩書中漢字字體的年代性的差異，正反應出兩者的對於字體記述的差異的這一事實。

關鍵詞　漢字字體史，初唐宮廷寫經，唐代字樣，《新撰字鏡》，《類聚名義抄》

The Resources and Methods on Historical Study of Hanzi Glyphs Standards
Buddhist Scriptures Written at the Early Tang Imperial Court and Hanzi Dictionaries in Early Japan

IKEDA　Shoju

Abstract

Comparing to the marked normative nature of *Kaicheng Shijing* 開成石経, this paper studied Hanzi 漢字 glyphs of 25 pieces of Buddhist scriptures written at the early *Tang* 唐 imperial court, and shifts of Hanzi glyphs are

observed. According to this, it could be indicated that the Hanzi glyphs of *Kaicheng Shijing* and other resources of different periods/regions should not be discussed in the same way. We should say that *Ziyang* 字様 compiled in *Tang* dynasty, facilitated the transition from early *Tang* standard to *Kaicheng* standard. By examining the situation about the adoption of *Ziyang* compiled in *Tang* dynasty in *Shisen Jikyo* 新撰字鏡 and *Ruiju Myogisho* 類聚名義抄, it could be indicated that differences of Hanzi glyphs in different periods, reflect the differences of the Hanzi glyphs descriptions between the two dictionaries.

Keywords

Hanzi glyphs standards, Buddhist scriptures written at the early *Tang* imperial court, *Ziyang* compiled in *Tang* dynasty, *Shisen Jikyo*, *Ruiju Myogisho*